



山形県公報

平成28年4月1日(金)

号 外 (13)

目 次

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 2
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 3
- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… 4
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 5

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出しを「(等級別基準職務表)」に改め、同条中「基礎」を「基準」に改め、「標準的な」を削る。別表を次のように改める。

別表

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主任の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長又は困難な業務を行う主任の職務
4級	業務名を冠する主査又は困難な業務を処理する係長の職務
5級	課長補佐又は困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務
6級	課長又は副主幹の職務
7級	本局の業務を主管する課長又は特に重要な業務を掌理する課長の職務
8級	局長又は参事の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(等級別基準職務表に係る経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（以下「給与規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、その者の改正後の給与規程（以下「改正規程」という。）第2条の2の規定により分類される職務の級について同日に分類されていた職務の級に引き続き分類することができないこととなる者については、他の職員との権衡上必要があると認められる

ときは、当分の間、改正規程の規定にかかわらず、同日に決定されていた職務の級に決定することができる。

3 改正規程別表に掲げる職務の意義及び同表に規定する特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務、困難な業務を行う主任の職務、困難な業務を処理する係長の職務及び困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務については、管理者が定める。

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中 「公営事業課 調整担当、発電管理担当、水道管理担当、工業用水道管理担当」を

電気事業課	調整担当、発電管理担当	に改め、同条第2項の表中
水道事業課	調整担当、水道管理担当、工業用水道管理担当	

「公営事業課」を「電気事業課」に改める。

第5条中第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 事業所に関する事。

第8条の見出し中「公営事業課」を「電気事業課」に改め、同条第1項中「公営事業課」を「電気事業課」に改め、同項第1号中「、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「公営事業」という。）」を削り、同項第2号中「公営事業」を「電気事業」に改め、同項第3号中「、浄水場及び工作物」を削り、同項第4号中「公営事業」を「電気事業」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「、水道料金及び工業用水道料金」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、同項第8号中「公営企業」を「電気事業」に改め、同号を同項第7号とし、同条第2項中「公営事業課」を「電気事業課」に改める。

第9条を次のように改める。

（水道事業課の分掌事務）

第9条 水道事業課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水道用水供給事業及び工業用水道事業の計画及び経営に関する事。
- (2) 水道用水供給事業及び工業用水道事業に関する設備の施設計画及び工事の施行に関する事。
- (3) 水道用水供給事業及び工業用水道事業に関する設備の運転計画及び保守に関する事。
- (4) 水道用水供給事業及び工業用水道事業の用に供する施設の建設に関する事。
- (5) 水道用水供給事業及び工業用水道事業の実地調査及び設計に関する事。
- (6) 水道料金及び工業用水道料金に関する事。
- (7) その他水道用水供給事業及び工業用水道事業の技術事務に関する事。

第13条第2項中「、主任技師」を削り、同条第3項の表中

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	を
主任技師	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする技術に従事する。	

「主査」を「主任主査」に改める。

第17条の表中「、調整担当」を削り、「、ダム管理係」を「、建設担当、ダム管理係」に改める。

第19条第2項中「、主任主査」を削る。

第20条の表中	業務名を冠する主査	担当事務について所長又は課長を補佐し、及び担当事務を処理する。	を
	主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	

業務名を冠する主査	担当事務について所長又は課長を補佐し、及び担当事務を処理する。	に改める。
-----------	---------------------------------	-------

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部改正)

2 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程（昭和40年9月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表中 「本局公営事業課」 を 「本局電気事業課」 に改める。

別表第1中 「公営事業課」 を 「電気事業課」 に改める。

別表第2中 「公営事業課」 を 「電気事業課」 に改める。

(山形県企業局文書管理規程の一部改正)

3 山形県企業局文書管理規程（平成10年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表1 本局の項の表中	公営事業課	企業公営	を	電気事業課	企業電気	に改める。
				水道事業課	企業水道	

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	公営事業課長専決事項	を	電気事業課長及び水道事業課長専決事項	に改め、同表財務の項第5項第2号中
-------	------------	---	--------------------	-------------------

「公営事業課」 を 「電気事業課及び水道事業課」 に改める。

別表第2中

公営事業課	山形県企業局発電所管理規程に関する事
	電気料金（電気事業に係るものに限る。）の徴収に関する事
	山形県工業用水道料金徴収条例に関する事
	山形県企業局工業用水道管理規程に関する事
	山形県水道用水料金条例に関する事
	山形県水道用水供給規程に関する事
	山形県企業局水道用水管理規程に関する事

を

電気事業課	山形県企業局発電所管理規程に関する事
	電気料金（電気事業に係るものに限る。）の徴収に関する事
水道事業課	山形県工業用水道料金徴収条例に関する事
	山形県企業局工業用水道管理規程に関する事
	山形県水道用水料金条例に関する事
	山形県水道用水供給規程に関する事
	山形県企業局水道用水管理規程に関する事

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第5号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第55条第2項に次の1号を加える。

(15) 郵便貯金銀行に対して現金で支払う必要がある手数料

第135条第5項中「契約担当者」を「管理者」に改める。

別表第1 固定資産の項の表中

長期前払消費税		その他投資	
---------	--	-------	--

を

長期前払消費税	貸倒引当金	その他投資	
---------	-------	-------	--

に改め、同別表収益の項の表

中		水力発電電力料	東北電力株式会社 国土交通省東北地方整備局 湯水準備引当金取崩し 東北電力株式会社	を
		太陽光発電電力料		

	水力発電電力料		に改める。
	太陽光発電電力料		

別表第2 固定資産の項の表、別表第4 固定資産の項の表及び別表第5 固定資産の項の表中

長期前払消費税		その他投資		を
---------	--	-------	--	---

長期前払消費税	貸倒引当金	その他投資		に改める。
---------	-------	-------	--	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「職員の任用に関する規則（昭和32年9月県人事委員会規則4-1。以下「任用規則」という。）第4条」を「地方公務員法第15条の2」に改める。

第8条第1項第1号中「任用規則」を「職員の任用に関する規則（昭和32年9月県人事委員会規則4-1。以下「任用規則」という。）」に改める。

第10条第1項中「第9条に掲げる」を「別表第1の職級1から職級6までの」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成28年4月1日印刷 発行所 山形県庁
平成28年4月1日発行 発行人 山形県